

自動車保有関係手続の ワンストップサービス(OSS) 運用開始



～利用者利便の向上を目指して～

【運輸部】

陸運事務所、宮古及び八重山運輸事務所では、平成29年4月からの継続検査に続き、10月からは自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）の運用を開始しました。平成17年に東京、大阪などからスタートし、沖縄は全国で13番目の実施となりました。

これまで、自動車を保有する際には、陸運事務所及び運輸事務所への申請だけでなく、警察署への自動車保管場所証明申請や自動車税事務所への自動車税申告など事前に関係機関に出向いて、それぞれの手続をする必要がありました。今回新たにインターネットを活用したシステムを利用することによって簡単に手続を行うことができるようになりました（自動車検査証の受取などのために1回は事務所などへの来所が必要です）。

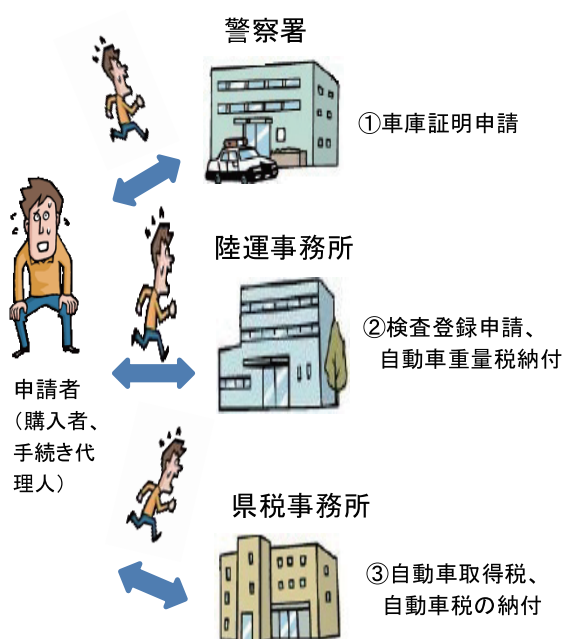
OSSを利用することにより、申請代行手数料や事務負担の軽減が期待され、自動車販売会社や自動車整備事業者などにおいては、業務の効率化や生産性の向上につながるのではないかと思います。

自動車登録手続は、身近な手続であるにも関わらず、それぞれの機関へ申請をしなければならぬため、初めて申請する方の負担は大きいものだと思いますが、OSSを利用することにより利用者利便の向上が図られるものと期待するところです。

さあ、あなたもチャレンジしてはいかがでしょうか。

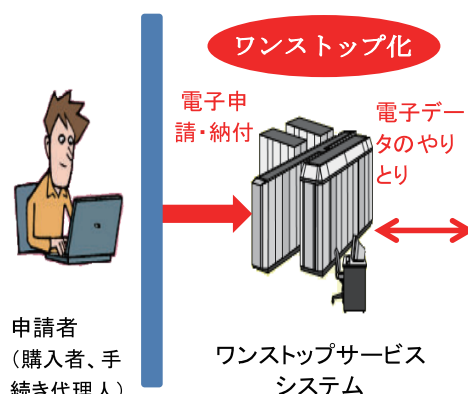
窓口手続

○申請・納付手続のため、各機関を訪れる必要あり



ワンストップサービスを利用

ポイント①
全ての申請・納付手続がオンラインで一括して行うことが可能



ポイント②
いつでも、どこからでも、
24時間365日手続可能

※手続の終了後に、警察・陸運事務所において、保管場所ステッカーおよび車検証の受取が必要。
なお、窓口手続は従来通り可能。